

## 愛知県政 150 周年記念協力企業・団体登録要綱

### (目的)

第 1 条 2022 年に愛知県政 150 周年を迎えるにあたり、県政 150 周年という節目を県民の皆様にご存知いただくため、県政 150 周年を様々な機会に P R する企業、団体を「愛知県政 150 周年記念協力企業・団体（以下「協力企業・団体」という。）」として登録し、連携を図ることを目的とする。

### (登録対象)

第 2 条 愛知県内に本社又は事業所等を置く企業、団体を対象とする。

### (協力内容)

第 3 条 協力企業・団体は、愛知県が実施する県政 150 周年記念を P R する事業のうち、次の各号で、協力することが可能な活動を実施するものとする。

- (1) 県政 150 周年に関する広報の協力
- (2) 県政 150 周年に関する行事への協力
- (3) 県政 150 周年に関する事業・キャンペーンの主体的な実施
- (4) その他、県政 150 周年に資する活動

### (費用負担)

第 4 条 前条の活動にかかる一切の経費については協力企業・団体の負担とする。また、提供する自らの資機材等の破損等についても同様とする。

### (登録手続等)

第 5 条 本制度の目的に賛同し、登録しようとする企業、団体は、登録（変更）申請書（様式第 1 号）により知事に対して協力企業・団体登録申請を行うものとする。

- 2 知事は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、協力企業・団体として登録し、その旨通知するものとする。
- 3 協力企業・団体に登録しようとする企業、団体が次の各号に該当するときは、知事は、登録の申請を受理しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、登録の申請を受理することが適当でないと思事認める企業、団体

(協力企業・団体の公表)

第6条 知事は、登録した協力企業・団体について、県政150周年Webサイト等で公表する。

(登録期間)

第7条 協力企業・団体の登録期間は、第5条第2項により登録された日から2023年3月31日までとする。

(登録の変更)

第8条 協力企業・団体の登録内容の変更をする企業、団体は、登録(変更)申請書(様式第1号)により知事に対して協力企業・団体の登録変更申請を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、協力企業・団体の変更登録を行い、その旨通知するものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、協力企業・団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 廃業又は休止したとき。
- (2) 企業、団体を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できないとき。
- (3) 第5条第3項に規定する要件に該当することが判明したとき。
- (4) 協力企業・団体が辞退届(様式第2号)を知事に提出し登録の取り消しを申し出たとき。

(5) その他、協力企業・団体として登録しておくことが適当でないとき知事が認めるとき。

(秘密の保持)

第10条 協力企業・団体は、協力を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。辞退届を提出した後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、2021年9月21日から施行する。